

健康増進法第25条の定めにより

令和元年7月1日より
敷地内全面禁煙
になります。

※敷地内とは、駐車場を含みます。

※加熱式たばこを含みます。



岡山市ウェルポートなださきでは、健康増進法の定めにより、ご利用者様ご自身の健康と、周囲の方への受動喫煙防止のため、**敷地内全面禁煙**になります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。